

令和7年度多可町外国語指導助手派遣業務に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

多可町内の幼児・児童・生徒の発達段階に応じた英語によるコミュニケーション能力の育成に資するため、主に小学校及び中学校の外国語活動、外国語科の指導に従事する外国語指導助手（ALT）の派遣業務を行う業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に適した業者を選考する。

2. 業務概要

(1) 業務名

多可町外国語指導助手派遣業務

(2) 委託内容

別紙「多可町外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

（契約締結日から令和7年3月31日までの期間を業務委託の準備期間とする。）

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該業務での実績を有し、確実に業務の履行及び継続ができること。
- (2) 「多可町入札参加資格者名簿」に登録されている者のうち大分類「14. 役務の提供」に業種申請している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に基づく資格制限に該当しない者であること。
- (4) 多可町から指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4. 提案限度額

42,000,000円（消費税含む）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

5. スケジュール

No.	手続き	時期
1	公募開始日	令和6年10月15日（火）
2	質問書の提出期限	令和6年10月25日（金）
3	質問の回答	令和6年11月1日（金）
4	参加表明書の提出期限	令和6年11月8日（金）
5	企画提案書・見積書の提出期限	令和6年11月29日（金）
6	審査委員会（プレゼンテーション）	令和6年12月17日（火）
7	最終審査結果の通知	令和6年12月23日（月） 発送予定
8	契約締結	令和7年1～2月中（予定）

6. 提出書類

(1) 参加表明書の提出

企画提案書を提出（プロポーザルに参加）する者は、「参加表明書（様式1）」に必要事項を明記の上、提出すること。提出部数は1部とする。

- ・提出期限 令和6年11月8日（金）
- ・提出先 末尾記載のとおり
- ・提出方法 直接持参又は郵送による。持参の場合は土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は提出期限の午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。

(2) 企画提案書・見積書の提出

プロポーザルに参加を表明したもの（以下「参加申請業者」という。）は、下記書類を期日までに提出すること。ただし、期限までに提出のなかった事業者については、以降の審査について辞退したものとみなす。

- ・企画提案書10部（様式任意。正1部、副9部。）

以下の項目について記載すること。

項目	評価
1. 会社概要および基本理念	①会社のコンセプト、業務内容等が本業務目的の達成に適しているか ②公立小・中学校における外国語教育に対する基本的な考え方
2. 実施体制	①外国語指導助手の雇用確保などの業務遂行、トラブル等への十分な組織体制が整っているか、欠員が生じた場合や緊急時に柔軟に対応できる体制が整っているか ②優秀な外国語指導助手を採用するための方法や審査が行われているか

	③外国語指導助手の勤務状況の把握・評価、適性の判断についてどのように行い、対処するか
3. 教育プログラム	①年間指導計画、教科書及び教材等に準拠したレッスンプログラムが充実しているか ②外国語指導助手及び企業が用意する教材・教具による効果的な指導方法について、具体的な提案があるか（ICTの活用、オンライン交流など） ③外国語指導助手が関わる外国語の授業を充実させるための考え方や具体的な進め方
4. 研修体制	①外国語指導助手採用後の研修期間、研修内容 ②定期的な授業見学など直接現場で指導する研修が充実しているか
5. 組織体制	①労務・雇用管理体制、生活面のサポート体制が整っているか ②学校・町教委と連携をとるための組織体制が整っているか ③法令遵守による派遣業務委託の遂行を可能にするための具体的方策が整っているか
6. 見積価格	

・見積書 1 部（様式任意）

見積書記載金額は、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。また、別途資料として3か年分の年度毎の本体価格（税抜）、消費税額を別々に記載し、それらの合計金額を明記すること。

- ・提出期限 令和6年11月29日（金）
- ・提出先 末尾記載のとおり
- ・提出方法 直接持参又は郵送による。持参の場合は土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は提出期限の午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。

7. 質問及び回答

(1) 質問の受付

不明な点がある場合は、質問書（任意様式）により電子メールにて提出すること。

- ・提出期限：令和6年10月25日（金）
- ・提出先：末尾記載のとおり

(2) 質問に対する回答

令和6年11月1日（金）までに、多可町ホームページにおいて公表する。

8. 審査方法等

提出された提案書をもとに、審査委員会が審査を行い、評価点が最上位のものを選定する。

(1) 審査項目について

審査項目、配点については下記のとおりとする。

審査項目	配点
会社概要および基本理念	10点
実施体制	25点
教育プログラム	15点
研修体制	20点
組織体制	20点
見積価格	10点

(2) 審査方法

プレゼンテーションの提供内容を(1)の審査項目に沿って審査委員会委員がそれぞれ採点し、各委員の評価点の合計と、提案書の内容を総合的に評価し、委託業者を選考する。

- ・実施日：令和6年12月17日（火）
- ・時間・場所：後日別途通知する。
- ・提案時間等：提案者による説明25分。質疑応答約10分。

9. 審査結果

(1) 通知方法

参加業者全員に文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 通知

令和6年12月23日（月） 発送予定

10. その他

- (1) 企画提案に関するすべての費用は、参加申請業者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は返却しない。また、その著作権等の主張は認めないものとする。
- (3) 提出書類を受理した後、内容の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出書類は、目的以外には使用しない。
- (5) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、参加申請を無効とする。
- (7) 公募開始後は、関連部署及び学校教育課への営業活動等の情報収集活動を禁止する。

(8) 本業務は、事業期間が令和7年度から令和9年度にわたることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務負担行為を設定している。

11. 書類の提出及び問合せ先

〒679-1192 多可郡多可町中区中村町123番地

多可町教育委員会 学校教育課

電 話 0795-32-2395

F A X 0795-32-4318

メールアドレス kyoiku@town.taka.lg.jp (代表)